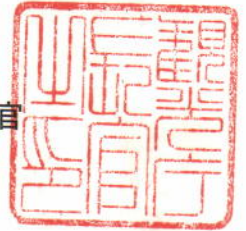




観観産第131号  
平成24年6月29日

都道府県知事 殿

観光庁長官



### 高速ツアーバス運行事業者リストの公表及び同リストの活用について

本年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバスの事故を受け、国土交通省では、6月11日に今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等の具体的な安全対策を内容とする「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定したところです。

本決定においては、「監査で得られた個別の貸切バス事業者毎の情報に加え、『貸切バス事業者安全性評価認定制度』の認定状況等を記載した『高速ツアーバス運行事業者リスト（仮称）』を公表し、高速ツアーバスを企画する旅行業者に当該リストを適切に活用するよう指導」することとされています。

これを踏まえ、現在の高速ツアーバスが「新高速乗合バス」に移行するまでの当分の間の対策として、国土交通省において、「高速ツアーバス運行事業者リスト」を作成・公表することとしておりますので、今夏の多客期以降、旅行業者が、高速ツアーバスを利用・企画しようとする際に、同リストに掲載されていない貸切バス事業者に高速ツアーバスの運行を依頼しようとするとき又は依頼しているときは、当該貸切バス事業者と同リストへの掲載を申し出るよう働きかけを行うとともに、高速ツアーバスの運行の安全確保を図る観点から、同リストを適切に活用するよう、ご指導方お願いいたします。

また、別添写しのとおり（一社）日本旅行業協会会長、（社）全国旅行業協会会長、高速ツアーバス連絡協議会会長に対し、周知徹底を要請したところですが、旅行業協会非加盟の第2種旅行業者、第3種旅行業者及び旅行業者代理業者に対して周知徹底をお願いいたします。

## 高速ツアーバス運行事業者リストの作成・公表及び 同リストの活用について

### 1. 背景

本年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバスの事故を受け、国土交通省では、6月11日に今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等の具体的な安全対策を内容とする「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定したところ。

本決定においては、「監査で得られた個別の貸切バス事業者毎の情報に加え、『貸切バス事業者安全性評価認定制度』の認定状況等を記載した『高速ツアーバス運行事業者リスト（仮称）』を公表し、高速ツアーバスを企画する旅行業者に当該リストを適切に活用するよう指導」することとされている。

これを踏まえ、現在の高速ツアーバスが「新高速乗合バス」に移行するまでの当分の間の対策として、以下のとおり、「高速ツアーバス運行事業者リスト」を作成・公表するとともに、これを維持・更新しつつ、活用することとする。なお、下記3. については、同リスト公表の日から施行することとする。

### 2. 高速ツアーバス運行事業者リストの作成・公表について

(1) 今夏の多客期以降、利用者・旅行業者が高速ツアーバスを利用・企画しようとする際に安全な貸切バスの選択に資する情報を提供するため、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）のうち今夏の多客期以降に高速ツアーバスを運行する意向のあるものについて「高速ツアーバス運行事業者リスト」として整理し、公表することとする。

(2) 「高速ツアーバス運行事業者リスト」においては、

- ① 貸切バス事業者の概要（名称、保有車両数等）
  - ② 安全に関する自主的取組状況
  - ③ 最近の監査<sup>(注1)</sup>において確認した、運行の安全確保の観点から重大又は悪質な法令違反<sup>(注2)</sup>の有無
- を記載することとする。

注1 本年5月以降実施している高速ツアーバスに係る緊急重点監査等。

注2 次のいずれかに該当する場合である（検討中）。

- ・乗務時間等の基準が多数遵守されていない
- ・運転者に対して点呼が多数実施されていない
- ・運転者に対する指導監督が多数実施されていない
- ・日雇い運転者を選任していた
- ・名義を他人に利用させていた

(3) 上記(2)③については、「高速ツアーバス運行事業者リスト」の公表時までの監査手続の進捗状況に応じて、

- ① 重大又は悪質な法令違反は認められなかった
- ② 調査中
- ③ 行政処分済<sup>(注3)</sup>

と記載し、監査手続の進捗に応じて順次改訂することとする。

注3 行政処分から概ね3ヶ月後に実施するフォローアップ監査の結果を踏まえて改訂する。

(4) 「高速ツアーバス運行事業者リスト」は、次の手順で記載することとする。

① 「高速ツアーバス運行事業者リスト」の公表に先立ち、現に高速ツアーバスを運行している貸切バス事業者として国土交通省において把握しているものに係る上記(2)①のみを記載した「高速ツアーバス運行事業者リスト(暫定版)」(以下「暫定リスト」という。)を公表する。

② 暫定リストに掲載されていない貸切バス事業者であって、今夏の多客期以降に高速ツアーバスを運行する意向があるものについては、当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄区域とする運輸支局の輸送担当部門(以下「運輸支局輸送担当部門」という。)に対し、別紙様式1により「高速ツアーバス運行事業者リスト」への掲載の申出を行う。

当該申出に係る事業者に対し1年以内に監査を実施している場合(1年以上前に監査を実施し手続中の場合又は行政処分をして3ヶ月を経過していない場合を含む。)は、当該事業者に対して当該監査を実施した運輸支局の監査担当部門(以下「運輸支局監査担当部門」という。)より、上記(2)③の記載内容を照会する。

当該申出に係る事業者に対し1年以内に何らの監査も実施していない場合(1年以上前に監査を実施し手続中の場合又は行政処分をして3ヶ月を経過していない場合を除く。)は、当該事業者に対して監査を実施し、運輸支局監査担当部門より、上記(2)③の記載内容を照会する。

③ 暫定リストに掲載された貸切バス事業者については、運輸支局監査担当部門より、今夏の多客期以降に高速ツアーバスを運行する意向の有無並びに上記(2)②及び③の記載内容を照会する。その際、当該事業者は、今夏の多客期以降に高速ツアーバスを運行する意向がない場合は、当該運輸支局監査担当部門に対し、別紙様式3により「高速ツアーバス運行事業者リスト」からの削除の申出を行う。なお、当該照会の前に同リストからの削除の申出を行っても差し支えないこととする。

④ 暫定リストに上記②及び③の結果を反映させることにより、「高速ツアーバス運行事業者リスト」を作成し、公表する(7月中旬)。ただし、暫定リストに掲載されていない事業者であって上記②の掲載申出をしたものについては、「高速ツアーバス運行事業者リスト」公表後も含め、順次改訂する。

- ⑤ 「高速ツアーバス運行事業者リスト」の公表以降は、下記3.(1)の申出に基づき記載する。

### 3. 高速ツアーバス運行事業者リストの活用について

#### (1) 貸切バス事業者

- ① 国土交通省は、「高速ツアーバス運行事業者リスト」に掲載されていない貸切バス事業者が高速ツアーバスを運行しようとするときは、速やかに、運輸支局輸送担当部門に対し、別紙様式1により同リストへの掲載を申し出るよう指導する。

国土交通省は、同リストに記載されている上記2.(2)①又は②について変更が生じたときは、速やかに、運輸支局監査担当部門に対し、別紙様式2により同リストの変更を申し出るよう指導する。

国土交通省は、同リストに掲載されている貸切バス事業者が高速ツアーバスの運行をしないこととしたときは、遅滞なく、運輸支局監査担当部門に対し、別紙様式3により同リストからの削除を申し出るよう指導する。

- ② 国土交通省においては、上記①の掲載申出をした貸切バス事業者について、1年以内に監査が実施されている場合（1年以上前に監査を実施し手続中の場合又は行政処分をして3ヵ月を経過していない場合を含む。）には、運輸支局監査担当部門より、上記2.(2)③の記載内容を照会した上で、「高速ツアーバス運行事業者リスト」に掲載する。

国土交通省においては、上記①の掲載申出をした貸切バス事業者について、1年以内に何らの監査も実施されていない場合（1年以上前に監査を実施し手続中の場合又は行政処分をして3ヵ月を経過していない場合を除く。）には、上記2.(2)③を「監査未実施」と記載して同リストに掲載するとともに、速やかに（概ね1ヵ月以内に）監査を実施し、運輸支局監査担当部門より、上記2.(2)③の記載内容を照会した上で、「高速ツアーバス運行事業者リスト」を改訂する。

- ③ 国土交通省においては、「高速ツアーバス運行事業者リスト」に掲載されていない貸切バス事業者が高速ツアーバスを運行していることが判明した際は、その事実を公表し、上記②に準じて監査を実施する。

#### (2) 旅行業者

- ① 観光庁及び都道府県は、旅行業者が「高速ツアーバス運行事業者リスト」に掲載されていない貸切バス事業者に高速ツアーバスの運行を依頼しようとするとき又は依頼しているときは、当該貸切バス事業者が上記(1)①の申出をするよう旅行業者においても働きかけを行うべきことを指導する。
- ② 観光庁及び都道府県は、高速ツアーバスを企画する旅行業者に運行の安全確保を図

る観点から同リストを適切に活用するよう指導する。

(3) 高速ツアーバスの利用者

- ① 高速ツアーバスを利用する際は、「高速ツアーバス運行事業者リスト」を適切に活用して頂くよう周知する。
- ② 仮に、同リストに掲載されていない貸切バス事業者が高速ツアーバスを運行していることが判明した場合は、国土交通省のホームページに設置された「高速ツアーバスの安全通報窓口」へ連絡して頂くよう周知する。